

り、1つは車椅子対応でなければならないと指導される都道府県もあり様々です。原則的に施術所を時間帯でデイサービスに転用することは認められていません。詳しくは直接、自分の地域の保健所や都道府県介護保険課に尋ねて下さい。

③あえて食事サービスや入浴設備を作らないこと

デイサービスといえば、食事やお風呂が売りなのですが、小規模・短時間型の介護予防デイサービスではそのようなサービスは、あえて行わないことが重要なのです。いわゆる一般的なデイサービスは全国に2万カ所以上あり、過当競争でどんどん閉鎖しています。鍼灸師・柔道整復師の介護予防デイサービスの特徴は、小規模・短時間・機能訓練特化型です。食事や入浴等の「日常生活の世話や家族の介護疲れの解消」などといった、一般的デイサービス特有の機能は必要ありません。食事やお風呂が希望なら、それを得意とするデイサービスに行ってもらえばよいのです。また、要支援者は入浴サービスをして加算の報酬はなく、かえって水道代、入浴介助の手間などで赤字になってしまいます。少ない人数のスタッフを機能訓練指導に集中させることが経営のコツです。

④機能訓練の専門性を発揮する

私が介護予防デイサービス事業を皆さんにお勧めする上で守ってほしいことは「機能訓練に関係ない介護事業には絶対に手を出さない」ことです。介護事業はどれも大変に厳しい状況です。介護支援専門員（ケアマネジャー）資格も勉強のためにチャレンジすることは良いのですが、自ら居宅支援事業所を開設することは反対

します。ただし、あん摩マッサージ指圧師が訪問機能訓練マッサージ事業を開設する場合、ケアマネジャーの資格は役に立ちます。繰り返しますが、入浴や食事などある、いわゆる一般的なデイサービスを開業してはいけません。私たちは機能訓練の専門家ですが、認知症や重度の介護分野は素人です。小規模・短時間型の介護予防デイサービスと、そこを拠点とした、療養費によるあん摩マッサージ指圧師の訪問機能訓練マッサージ事業の併設はまだ成長分野です。柔整師、鍼灸師は専門性に特化しなければ、この分野で生き残れません。機能訓練で地域1番になることです。

⑤事業運営は治療院より難しい

すでに小規模・短時間型介護予防デイサービスは、全国で数百人の鍼灸師、柔整師が開業しています。「儲かれない」「接骨院より大変だ」という話はよく聞きますが、潰れたという話は幸い、まだあまり耳にしません。筆者の介護予防デイサービスは月～金曜日の営業日で、月商200万円前後の収入があります。小規模・短時間型の場合、一人当たりの月単価は3万5000円ぐらいです。登録利用者60人ぐらいで満員になります。開業してから登録利用者を30人にするのに早くて3カ月間ぐらいかかります。この時期が経営者にとって1番苦しいときです。スタッフの件費を月100万円以内に抑えれば、十分黒字化できます。注意することは、決して余分なスタッフを雇わないこと。利用者が少ないからといって最低スタッフ数を減らすことができないのが事業運営でつらい点です。すべてスタッフによって運営された場合、必要経費は月130万円ぐらいかかります。筆者の場合、原則スタッフ3人は月～金曜日が勤務日で、土、日、祝日、